

別表（第12関係）

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

（1）倉庫48時間くん蒸

（薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル）

検疫有害動物の種類	かくはん	穀類等の収	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
	装置の有	容比 (t / m ³)	10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	12	14	17	20	11	12	14	16	8	9	10	12
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	16	18	21	25	13	15	18	21	10	11	13	15
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	30	15	17	21	24	12	13	15	18
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	18	18	21	25	15	15	18	21	11	11	13	15
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	30	17	17	21	24	13	13	15	18
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	25	30	35	20	20	24	28	15	15	18	21
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	16	18	21	25	13	15	18	21	10	11	13	15
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	30	15	17	21	24	12	13	15	18
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	28	34	39	20	23	27	32	15	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	30	17	17	21	24	13	13	15	18
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	28	28	34	39	23	23	27	32	17	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	30	15	17	21	24	12	13	15	18
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	22	25	30	35	18	20	24	28	13	15	18	21
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	31	35	42	49	26	29	35	41	19	21	26	30
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	25	30	35	20	20	24	28	15	15	18	21
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	28	34	39	20	23	27	32	15	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	31	35	42	49	26	29	35	41	19	21	26	30
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30
	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	42	42	51	59	34	34	41	48	25	25	30	35
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41

(2) 倉庫72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	かくはん	穀類等の収容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
	装置の有		10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
	無		特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	12	14	17	19	10	11	13	15	7	8	9	11
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	16	18	21	24	12	14	17	20	9	10	12	14
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	19	21	26	29	14	16	20	22	11	12	14	16
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	18	18	21	24	14	14	17	20	10	10	12	14
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	29	16	16	20	22	12	12	14	16
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	21	21	26	29	16	16	20	22	12	12	14	16
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	27	27	33	38	21	21	25	30	15	15	19	22
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	27	27	33	38	21	21	25	30	15	15	19	22
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	34	34	41	48	27	27	32	38	19	19	23	27
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	24	24	29	34	19	19	22	26	14	14	16	19
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	34	34	41	48	27	27	32	38	19	19	23	27
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	48	48	57	—	37	37	44	52	26	26	32	37
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	25	28	34	39	20	23	27	32	15	17	21	24
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	31	35	42	49	26	29	35	41	19	21	26	30
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	35	35	42	49	29	29	35	41	21	21	26	30
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	42	42	51	59	34	34	41	48	25	25	30	35
	無	0.3未満 0.3以上0.5未満 0.5以上	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41

(3) 倉庫24時間くん蒸

(かくはん装置のある場合に限る。)

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	穀類等の収容比 (t/m ³)	温 度 及 び 倉 庫 の 等 級											
		10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
		特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	23	25	28	30	19	20	22	24	14	15	16	18
	0.3 以上 0.5 未満	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.5 以上	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	26	28	31	34	21	23	25	27	16	17	19	20
	0.3 以上 0.5 未満	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.5 以上	39	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
袋詰めされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	30	32	35	38	24	26	28	31	18	19	21	23
	0.3 以上 0.5 未満	33	35	39	42	27	29	32	35	20	21	23	25
	0.5 以上	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
袋詰めされたそば、ひまの種子及びべにばなの種子並びに米、とうもろこし、だいず等の粉状及びかす状のものに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	0.3 未満	40	42	47	51	32	34	38	41	23	25	28	30
	0.3 以上 0.5 未満	46	49	54	59	38	40	44	48	27	29	32	35
	0.5 以上	53	56	—	—	42	45	50	54	31	33	37	40

(4) サイロ48時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	循環装置 の有無	穀類等の収 容比 (t / m ³)	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
			10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
			特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	18 27	20 29	23 33	28 41	15 22	17 24	20 28	24 34	11 16	12 18	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	22 36	24 39	28 45	34 55	18 29	20 32	23 37	28 45	14 22	15 24	17 28	21 34
	無	—	—	—	—	—	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいち、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	26 39	28 42	33 49	40 59	21 31	23 34	27 40	33 48	15 23	17 25	20 29	24 35
	無	—	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43

(5) サイロ72時間くん蒸

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	循環装置	穀類等の収	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
	の有無	容比	10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
		(t / m ³)	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	17 26	19 28	23 33	28 41	14 20	16 22	20 28	24 34	10 15	11 16	14 21	17 25
	無	—	—	49	49	49	—	41	41	41	—	31	31	31
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	21 35	23 38	28 45	34 55	17 27	19 30	23 37	28 45	13 20	14 22	17 28	21 34
	無	—	—	—	—	—	—	54	54	54	—	41	41	41
ばら積みされただいち、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	有	0.3 未満 0.3 以上	25 38	27 41	33 49	40 59	20 28	22 31	27 40	33 48	14 21	16 23	20 29	24 35
	無	—	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43

(6) サイロ24時間くん蒸

(循環装置のある場合に限る。) (薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	温 度 及 び サ イ ロ の 等 級											
	10度未満				10度以上20度未満				20度以上			
	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	45	49	56	—	38	41	47	57	27	29	33	41
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54	59	—	—	44	48	55	—	32	35	40	49
ばら積みされただいず、いんげん、らっかせい等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）	54	59	—	—	44	48	55	—	32	35	40	49

(7) ばら積倉庫くん蒸

サイロくん蒸に準ずる。

(8) はしけくん蒸

袋詰めされた穀類等については、倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた穀類等については、サイロくん蒸（A級であって、循環装置を有するものに限る。）に準ずる。

〔注〕 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。

2 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。

3 (4) 及び(5)において、穀類等の収容比が $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、投薬24時間後に再循環させるものとし、当該再循環はサイロ内のくん蒸ガスの濃度が均一になるまで行うものとする。

4 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。

(1) 穀類等の温度が測定できない場合

(2) 異なる本船に積載されていた穀類等が同一の倉庫又はサイロに収容されている場合

(3) はしけくん蒸の場合

月別の概略的温度区分

温 度	地 域	北海道、沖縄を除く地域	北 海 道	沖 縄	摘 要
10度未満 10度以上～20度未満 20度以上		12月～3月 4月～5月、10月～11月 6月～9月	11月～4月 5月～6月、9月～10月 7月～8月	－ 12月～3月 4月～11月	北海道における12月～3月の臭化メチルくん蒸は、15%増の薬量を用いる。

5 ヒメアカカツオブシムシが付着している場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条の規定により表示された使用量を限度とし、各表に掲げる薬量の2倍の薬量を用いるものとする。

6 穀類等の温度が5度未満の場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10度未満」の欄に掲げる薬量の15%増の薬量を用いるものとする。

7 各表における異なる種類区分に属する検疫有害動物が付着している穀類等を収容している場合であって、それらの穀類等の中で最も収着性が大きい穀類等の収容比が $0.05\text{t}/\text{m}^3$ 以上のときは、最も大きい収着性を持つ穀類等に付着する検疫有害動物の薬量を用いる。ただし、消毒を命令した穀類等が最も収着性が大きい穀類等である場合は、その収容比のいかんにかかわらず、その穀類等に付着する検疫有害動物の薬量を用いるものとする。

8 (1)、(2) 及び(3) において、穀類等の収容比が $0.03\text{t}/\text{m}^3$ 未満の場合は、穀類等の種類によらず、各表「袋詰めされた米、麦、えんどう、カカオ豆、コブラ、コーヒー豆、こしょう等（粉状及びかす状のものを除く。）」に付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く。）」の項のうち穀類等の収容比「 $0.3\text{t}/\text{m}^3$ 未満」の項に掲げる薬量を用いるものとする。

9 農薬登録上、米に対する臭化メチル使用量の上限は $51\text{g}/\text{m}^3$ のため、サイロ24時間くん蒸の10度未満B級（ $56\text{g}/\text{m}^3$ ）及び10度以上20度未満C級（ $57\text{g}/\text{m}^3$ ）は米には適用できない。

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(1) 倉庫くん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	倉庫の等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘 要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A 級	0.5	5度以上10度未満	7日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	B 級	0.75	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
	C 級	1.0	5度以上10度未満	7日間	
			10度以上20度未満	6日間	
			20度以上	5日間	
袋詰めされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	30日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。 3. 穀類等の収容比（t/m ³ ）は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	20日間	
	特A級 A 級	2.0	20度以上25度未満	9日間	
			25度以上	6日間	

(2) サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温度	くん蒸時間	摘 要
ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A 級 B 級 C 級	2.0	5度以上7度未満	7~9日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、次のいずれかの方法による。 ア 自動投入機により錠剤若しくは粉剤を均等に混入させ、又は人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル若しくはそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。 イ 庫外投薬機により投薬すること。
			7度以上10度未満	6~8日間	
			10度以上15度未満	5~7日間	
			15度以上20度未満	4~6日間	
			20度以上	3~5日間	

ばら積みされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	30日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. 投薬方法は、次のいずれかの方法による。 ア 自動投入機により錠剤若しくは粒剤を均等に混入させ、又は人手等により投薬する場合は穀層の厚さ50センチメートル若しくはそれ以下ごとに錠剤又は粒剤を均等に混入させること。いずれの場合も穀層上部空間に対し、1立方メートル当たり0.5グラムを穀層表面に均等に配置させること。 イ 庫外投薬機により投薬すること。 3. 穀類等の収容比 (t/m³) は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	20日間	
	特A級 A 級	2.0	20度以上25度未満	9日間	
			25度以上	6日間	

(3) ばら積倉庫くん蒸及び無循環サイロくん蒸

サイロくん蒸に準ずる。

(4) はしけくん蒸

袋詰めされた穀類等については倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた穀類等についてはサイロくん蒸に準ずる。

〔注〕 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。

2 月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で穀類等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。

月別の概略的温度区分

地 域 温 度	北海道、沖縄 を除く地域	北 海 道	沖 縄	摘 要
5度以上～ 7度未満	12月～ 2月	11月	—	北海道における12月～3月の燐化アルミニウムくん蒸は、くん蒸中、5度以上の穀温が確保されると認められる場合は、左記の概略的温度区分にかかわらず11月の温度区分により実施できるものとする。
7度以上～10度未満	3月	4月	—	
10度以上～15度未満	4月・11月	5月・10月	—	
15度以上～20度未満	5月・10月	6月・9月	12月～3月	
20度以上	6月～9月	7月～8月	4月～11月	

(5) 庫外投薬機を用いた燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

ア 倉庫くん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	倉庫の 等 級	薬量	温 度	くん蒸 時 間	摘 要
袋詰めされた米、麦、とうもろこし、だいず、コブラ等（ふすま、ぬか等の一次加工品を含む。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ、 <i>Cryptolestes</i> 属並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A 級	2.0	5度以上10度未満	3日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. かくはん装置（可搬式を含む。）のある倉庫に限る。
		1.5	10度以上15度未満	3日間	
		1.5	15度以上25度未満	2日間	
		1.0		3日間	
		1.0	25度以上	2日間	
		0.5		3日間	
袋詰めされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	24日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. かくはん装置（可搬式を含む。）のある倉庫に限る。 3. 穀類等の収容比（t/m ³ ）は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	16日間	
	特A級 A 級	2.0	20度以上25度未満	7日間	
			25度以上	5日間	

イ サイロくん蒸

(燐化水素としての薬量の単位：グラム/内容積1立方メートル)

検疫有害動物の種類	サイロの等級	薬量	温 度	くん蒸時間	摘 要
ばら積みされた米、麦、とうもろこし、だいず等（粉状、かす状のものを除く。）に付着する検疫有害動物（ヒメアカカツオブシムシ、コクジツセンチュウ、 <i>Cryptolestes</i> 属並びにアルファルファペレット、ビートパルプペレット及びニセアカシアの葉を原料としたリーフミールペレット以外のものに付着するグラナリアコクゾウムシを除く。）	特A級 A 級	2.0	5度以上10度未満	3日間	1. 5度未満の場合は使用しないこと。 2. 循環装置のあるサイロに限る。
		1.5	10度以上15度未満	3日間	
		1.5	15度以上25度未満	2日間	
		1.0		3日間	
		1.0	25度以上	2日間	
		0.5		3日間	
ばら積みされた麦、とうもろこし及びもろこしに付着するグラナリアコクゾウムシ	特A級	2.0	10度以上15度未満	24日間	1. 10度未満の場合は使用しないこと。 2. 循環装置のあるサイロに限る。 3. 穀類等の収容比（t/m ³ ）は0.5以下とすること。
			15度以上20度未満	16日間	
	特A級 A 級	2.0	20度以上25度未満	7日間	
			25度以上	5日間	

ウ ばら積倉庫くん蒸

サイロくん蒸に準ずる。

〔注〕

- 各表における温度は、倉庫又はサイロ内に穀類等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の穀類等の温度とする。
- かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。

3 二酸化炭素による消毒方法の基準

消毒方法	摘 要
倉庫くん蒸	- 温度は、倉庫内の二酸化炭素のかくはん又は循環が終了した直後の倉庫内の袋詰めされた穀類等の温度とすること。 20度未満の場合は使用しないこと。 - 二酸化炭素の濃度の測定場所は、倉庫内の袋詰めされた穀類等の積付けの最上部の表面とすること。 - ばら積の穀類等にあつては、サイロくん蒸の基準に準ずること。

サイロくん蒸	1. 温度は、サイロ内の二酸化炭素の循環が終了した直後のサイロ内の穀類等の温度とすること。 2. 20度未満の場合は使用しないこと。 3. 二酸化炭素の濃度の測定場所は、サイロ内のばら積みされた穀類等の最上部の表面とすること。
--------	---

4 高熱による消毒方法の基準

穀類等又は検疫有害動物若しくは検疫有害植物の種類	処 理	摘 要
(1) 穀類等に付着するコクジツセンチュウ又は検疫有害植物	100度以上 120度未満で20分以上加熱	麦角の場合は、200度以上で2分間加熱後粉碎（割砕及びばん砕を含む。）を含む。
	120度以上で10分以上加熱	
	焼却	
(2) コーンスターチ用トウモロコシに付着する検疫有害動物（コクジツセンチュウを除く）	コーンスターチ製造工程で40度以上で24時間以上温湯浸漬	コーンスターチ用トウモロコシの加工工程において生じるきょう雑物を処理する場合に限る。
	コーンスターチ製造工程で45度以上で5時間以上温湯浸漬	
	グルテンフィードの製造（乾燥）工程できょう雑物の温度を90度以上になるまで加熱	

5 粉碎による消毒方法の基準

穀類等及び検疫有害植物の種類	処 理	摘 要
麦類に付着する麦角	6つ割れ以上に粉碎又はばん砕	
穀類等に付着する菌核	10メッシュ以上に粉碎又はばん砕	

6 分散防止の基準

検疫有害動植物の種類	処 理	摘 要
穀類等の荷役場所、はしけ、トラック等に付着する検疫有害動植物	清掃後、残渣の焼却若しくはくん蒸又はこれらと同等の措置	

7 選別による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要
穀類等に付着する麦角	麦角の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した麦角及び菌核は、4又は5の消毒方法により消毒し、又は廃棄すること。
穀類等に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	
穀類等に付着する堅黒穂病菌等	堅黒穂病菌（ <i>Ustilago hordei</i> 又は <i>U. kollerii</i> ）等の病穀類等の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。
穀類等に付着するダイズベと病菌等	ダイズベと病菌等の病穀類等の混入率（重量比）が1%以上あるときは、荷口全体の選別	選別したり病穀類等は、廃棄すること。
穀類等に付着又は混入する土	ふるい別検査により土を認めたときは、荷口全体の選別	選別した土は廃棄すること。